

（重要）本事務連絡は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第3項の規定等に基づき、5月7日（金）に決定された緊急事態宣言を実施すべき期間の延長・区域の追加等に係る事項について周知するものです。関係者に周知願います。

各都道府県・指定都市スポーツ主管課 御中

スポーツ庁政策課

5月7日に決定された緊急事態宣言を実施すべき期間の延長・区域の追加等について

5月7日、第63回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況について分析・評価を行い、大都市部を中心に新規陽性者数が高い水準にあり、医療提供体制のひっ迫も見られることなどから、5月12日以降については、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第32条第3項に基づき、緊急事態措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）として東京都、京都府、大阪府及び兵庫県に加え、愛知県及び福岡県を追加する変更を行うとともに、これらの区域において緊急事態措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長することと決定したところです。

また、同日に、5月9日以降については、法第31条の4第3項に基づき、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）に北海道、岐阜県及び三重県を加え、5月12日以降については、宮城県を除外する変更を行うとともに、北海道、岐阜県及び三重県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月9日から令和3年5月31日までの23日間とし、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛媛県及び沖縄県においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間を令和3年5月31日まで延長する旨の公示が行われました。

さらに、緊急事態宣言を実施すべき期間の延長等が決定されたことを踏まえ、同本部において、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）の改正が行われております。改正された基本的対処方針においては、スポーツに関わる事項についての記載もありますので、以下の通り今般の改正された基本的対処方針において新たに掲げられた事項を中心にお示いたします。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

（3）まん延防止

2）催物（イベント等）の開催制限

特定都道府県は、当該地域で開催される催物（イベント等）について、主催者等に対して、法第24条第9項に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限 5000 人かつ収容率 50 %等）を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うとともに、開催を 21 時までとするよう要請を行うものとする。併せて、開催に当たっては、業種別ガイドラインの遵守の徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底するよう、主催者等に求めるものとする。

また、スマートフォンを活用した接触確認アプリ（COCOA）について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て引き続き普及を促進する。（P. 23）

3）施設の使用制限等（前述の「2）催物（イベント等）の開催制限」、後述する「7）学校等の取扱い」を除く）

① （略）

特定都道府県は、人の流れを抑制する観点から、法第24条第9項に基づき、別途通知するところにより、飲食店以外の新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「令」という。）第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が千平方メートルを超える施設に対して、営業時間の短縮（20 時までとする。）を要請するものとする。

また、特定都道府県は、前述「2）催物（イベント等）の開催制限」の取扱いを踏まえ、法第24条第9項に基づき、別途通知する施設の管理者に対して、別途通知する目安を踏まえた規模要件等（人数上限 5000 人かつ収容率 50 %等）を設定し、その要件に沿った施設の使用及び 21 時までの開催を要請するものとする。

以上のほか、特定都道府県は、地域の感染状況等を踏まえ、都道府県知事の判断により、令第11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設に対する使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力を要請するものとする（前述「2）催物（イベント等）の開催制限」についても同じ。）。要請を行う場合は、あらかじめ政府と迅速に情報共有を行う。（P. 24）

（略）

また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第45条第2項度に基づき、「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、令第12条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うものとする。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うとともに、事業者に対して、入場整理等の実施状況をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけるものとする。（P. 24-P. 25）

（略）

7）学校等の取扱い

- ① (略) また、大学等については、感染防止と面接授業・遠隔授業の効果的実施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応することを要請する(略)。部活動、課外活動、学生寮における感染防止策、懇親会や飲み会などについては、学生等への注意喚起の徹底(緊急事態措置区域及び重点措置区域においては、部活動や課外活動における感染リスクの高い活動の制限又は自粛)を要請する。特に、発熱などの症状がある学生等が登校や活動参加を控えるよう周知徹底を図る。(略)(P. 28)

8) 重点措置区域における取組等

(略)

- ・ 地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、法第31条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。なお、人が密集すること等を防ぐため、「入場をする者の整理等」を行う場合は、別途通知する取扱いを踏まえ、事業者に要請を行うものとする。(P. 29)
- ・ 不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、措置区域において、法第24条第9項に基づき、別途通知する飲食店等以外の令第11条第1項に規定する施設(特に、大規模な集客施設)について、営業時間の短縮(20時までとする。)を要請するとともに、入場整理等について働きかけを行うこと。特に、緊急事態措置の実施期間においては、施設内外に混雑が生じることがないように、別途通知する取扱いを踏まえ、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけを行うこと。

(P. 29-P. 30)

(略)

- ・ 都道府県知事が定める期間及び区域で行われる催物(イベント等)について、主催者等に対して、法第24条第9項等に基づき、別途通知する目安を踏まえた規模要件等(人数上限 5000 人等)を設定し、その要件に沿った開催の要請を行うこと。(P. 31)

(略)

加えて、同日付で各都道府県知事等宛に「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(令和3年5月7日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長事務連絡。以下「内閣官房事務連絡」という。)が発出されております。内閣官房事務連絡は、本事務連絡にも「別紙」として添付しておりますが、以下の通り催物の開催制限や施設の使用制限等について示されております。また、内閣官房事務連絡の別紙1及び別紙2は、内閣官房事務連絡の本文の内容をまとめた概要となっておりますので、あわせてご確認ください。

1. 催物の開催制限

(1) 特定都道府県

① 催物の開催制限の目安等

- 基本的対処方針の三（３）２）に基づき、５月１２日からの催物開催の目安を以下のとおりとする。
- ５，０００人を上限とすること。
- 上記人数要件に加え、収容定員の５０％以内の参加人数にすること。収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（１ｍ）を確保できること。
- また、祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場時や区域内の適切な行動確保ができない催物については、令和２年９月１１日付け事務連絡１．（２）のとおり取り扱うこと。
- なお、催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「三つの密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重に判断すること。また、催物の主催者等に対し、参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底させること。
- スマートフォンを活用した接触確認アプリ（ＣＯＣＯＡ）について、検査の受診等保健所のサポートを早く受けられることやプライバシーに最大限配慮した仕組みであることを周知し、民間企業・団体等の幅広い協力を得て、引き続き普及を促進すること。

② 営業時間短縮等の要請

- 地域の感染状況等を踏まえ、２１時までを目安に営業時間の短縮の要請を行うこと。
なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。

③ チケット販売の取扱い

- 本事務連絡が発出された日から、最大３日間（５月８日～１０日）の周知期間終了時点（遅くとも５月１０日）までにチケット販売が開始された催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）は、上記①及び②は適用せず、目安を満たさずともチケットをキャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（遅くとも５月１１日）から、上記①及び②を満たさないチケットの新規販売を停止すること。
- 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満たすこと。

（２）重点措置区域である都道府県

① 催物の開催制限の目安等

- 令和３年４月１日付け事務連絡１．（１）、令和３年４月９日付け事務連絡１．（１）、令和３年４月１６日付け事務連絡１．（１）及び令和３年４月２３日付け事務連絡１．（２）のとおり、
- ５，０００人を上限とすること。
 - 上記人数要件に加え、収容率の目安として、令和２年１１月１２日付け事務連絡１．（１）②のとおり取り扱うこと。なお、大声での歓声、声援等が想定される催物については、異なるグループ又は個人間では座席を一席は空け

ることとしつつ、同一グループ（５名以内に限る。）内では座席等の間隔を設ける必要はないこと。すなわち、参加人数は、収容定員の５０％を超えることもありうる。具体的には、各都道府県が個別イベントの態様に応じて判断すること。

- また、地域の行事、全国的・広域的なお祭り、野外フェス等については、令和２年１１月１２日付け事務連絡１．（２）のとおり取り扱うこと。

② 営業時間短縮等の要請

- 営業時間の目安について、地域の感染状況、施設の要請・働きかけ等を踏まえ、各都道府県が適切に判断すること。また、判断に際しては、上記（１）②に留意すること。

なお、無観客で開催される催物等については、営業時間短縮の要請対象とする必要はない。

③ チケット販売の取扱い

- 本事務連絡が発出された日から、最大３日間（５月８日～１０日）の周知期間終了時点（遅くとも５月１０日）までにチケット販売が開始された催物（優先販売など、名前の如何に関わらず、何らかの形で販売が開始されているもの）は、従来、各都道府県がそれぞれ適用していた目安を越えない限りにおいて、上記①及び②は適用せず、チケットをキャンセル不要と扱うこと。ただし、周知期間終了後（遅くとも５月１１日）から、上記①及び②を満たさないチケットの新規販売を停止すること。
- 上記周知期間後に販売開始されるものは、上記①及び②を満たすこと。

（３）その他の都道府県

令和２年１１月１２日付け事務連絡１．のとおり目安等を取り扱うこと。

（略）

２．施設の使用制限等

（１）特定都道府県

特定都道府県は、法施行令第１１条第１項に規定する施設であるか否かにかかわらず、関係機関とも連携し、業種別ガイドラインを遵守するよう要請を行うこと。加えて、法施行令第１１条第１項に規定する施設を対象に、以下の要請又は働きかけを実施すること。

（略）

① 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等（第４５条第２項等）

（Ⅰ）飲食店（第１４号）

特定都道府県は、基本的対処方針三（３）３）に基づき、法第４５条第２項等に基づく、酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（酒類及びカラオケ設備の提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）を取り止める場合を除く。）に対して休業要請を行うとともに、上記以外の飲食店（宅配・テイクアウトを除く。）に対して、２０時までの営業時間の短縮の要請を行うこと。

（略）

②集客施設への要請等（第24条第9項等）

入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む。）及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけに加え、下記のとおり運用すること。

（略）

（Ⅱ）イベントを開催する場合がある施設

下記の施設については、本件事務連絡1.（1）に基づき、①5,000人以下、②収容定員の50%以内の人数、又は、収容定員が設定されていない場合は十分な人と人との距離（1m）の確保での運用を要請すること。

それに加えて、③1,000平米超のものについては20時までの営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては20時までの営業時間短縮の働きかけを行うこと。

なお、イベントを開催する場合は、21時までの営業時間短縮の要請等を行うこと。

- 体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、テーマパーク、遊園地、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場など（第9号の一部）

（略）

（Ⅲ）参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

下記の施設については、1,000平米超のものについては20時までの営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては20時までの営業時間短縮の働きかけを行うこと。

（略）

- スポーツクラブ、ヨガスタジオ、マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンターなど（第9号の一部）

（略）

③①及び②以外の法施行令11条第1項の施設

（Ⅰ）幼稚園、学校（第1号）、保育所、介護老人保健施設等（第2号）、大学等（第3号）、自動車教習所、学習塾等（第13号）

感染防止策の徹底を要請することに加え、感染リスクの高い活動等の制限、大学等における遠隔授業も活用した学修者本位の効果的な授業の実施等を要請すること。

（略）

④留意点

（略）

イ 特定都道府県は、基本的対処方針三（3）3）に基づき、知事の判断により、法第45条第2項等に基づき、「入場者の整理等」「入場者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）」等、法施行令第12条に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。また、以下のような例示を参考に、人が密集すること等を防ぐための入場整理等を行うよう事業者に要請するととも

に、入場整理等の実施状況についてホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけること。その際には、人数管理・人数制限等について、例えば以下のような方法があることに留意すること。

なお、ここでいう「入場者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置と、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置の双方を含むものである。

● 施設全体での措置

- ✓ 出入口にセンサー、サーモカメラ等を設置し、入場者・滞留者を計測し人数管理を行う
- ✓ 出入口の数の制限、入構制限、駐車場の収容上限の一時的削減等により人数制限を行う

● 売り場別の措置

- ✓ 入口を限定し係員が入場人数を記録、入場整理券・時間帯別販売整理券の配布、買い物かごの稼働数把握、事前の Web 登録等により人数管理を行う
- ✓ 一定以上の入場ができないよう人数制限を行う
- ✓ アプリで混雑状況を配信できる体制を構築する

(略)

(2) 重点措置区域である都道府県

令和3年4月1日付け事務連絡2.、同年4月9日付け事務連絡2.、同年4月16日付け事務連絡2. 及び同年4月23日付け事務連絡1. (2) に示したとおり、以下の要請等を行うこと。

(略)

① 飲食店及び飲食に関連する施設への要請等(第31条の6第1項等)

基本的対処方針三(3)8)に基づき、各知事が定める期間及び区域において、以下のとおり取り扱うこと。

なお、地域の感染状況等に応じて、各知事の判断により、各知事が定める区域以外の地域において、飲食店等に対する営業時間の短縮の要請を行うこと。また、関係機関とも連携し、営業時間の短縮等や業種別ガイドラインの遵守を徹底するための対策・体制の強化を行い、原則として措置区域内の全ての飲食店等に対して実地において、働きかけを行うこと。

(I) 飲食店(第14号)

宅配・テイクアウトを除き、原則として、20時までの営業時間の短縮(酒類の提供は11時から19時まで)を要請すること。また、地域の感染状況等に応じて、都道府県知事の判断により、飲食店に対して、緊急事態措置の実施期間において、酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)を行わないよう要請すること。

業種別ガイドライン(特に基本4項目。アクリル板等(パーティション)の設置又は座席の間隔の確保、手指消毒の徹底、食事中以外のマスク着用の推奨、換気の徹底)を遵守するよう要請を行うものとする。その際、上記要請事項の遵守状況を個別に確認し、ガイドラインを遵守していない飲食店等に対す

る個別の要請を検討すること。

(略)

- ② ①以外の法施行令第11条第1項に規定する施設(特に大規模な集客施設)(第24条第9項等)

基本的対処方針三(3)8)のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、以下のとおり取り扱うこと。飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する施設(特に大規模な集客施設)について、入場整理、店舗での飲酒につながる酒類提供(利用者による酒類の店内持込みを含む。)及びカラオケ設備の使用自粛の働きかけに加え、下記のとおり運用すること。

(略)

- (II) イベントを開催する場合がある施設

特に措置区域においては、本事務連絡2.(1)②(II)の施設については、

- ① 本事務連絡1.(2)①に基づく目安による人数上限、収容率の目安に沿った運用

- ② 1,000平米超のものについては20時までの営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては20時までの営業時間短縮の働きかけ

を行うこと。

なお、イベントを開催する場合には、当該都道府県におけるイベントの営業時間短縮の目安を適用すること。

- (III) 参加者が自由に移動でき、入場整理等が推奨される施設

特に措置区域においては、本事務連絡2.(1)②(III)の施設については、1,000平米超のものについては20時までの営業時間短縮要請、1,000平米以下のものについては20時までの営業時間短縮の働きかけを行うこと。

- ③ 留意点

- (I) 都道府県は、基本的対処方針三(3)8)に基づき、知事の判断により、法第31条の6第1項等に基づき、「入場をする者の整理等」「入場をする者に対するマスクの着用の周知」「感染防止措置を実施しない者の入場の禁止」「会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)」等、法施行令第5条の5に規定される各措置について事業者に対して要請を行うこと。

要請に際しては、法第31条の6第1項に基づく要請は、業態に属する事業を行う者(上記②においては、飲食サービスの提供や、法施行令第11条第1項に規定する施設において事業を行うという営業形態に着目している)に対し行うものであることに留意すること。

なお、ここでいう「入場をする者の整理等」とは、入場者が密集しないよう整理・誘導する等の措置を意味し、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を含まない。

- (II) 都道府県は、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、措置区域において、法第24条第9項に基づき、飲食店等以外の法施行令第11条第1項に規定する

施設（特に、大規模な集客施設）について、入場整理等について働きかけを行うこと。特に、緊急事態措置の実施期間においては、施設内外に混雑が生じることがないように、本事務連絡（１）④イで示したような例示を参考に、入場整理を徹底するとともに、その旨をホームページ等を通じて広く周知するよう働きかけを行うこと。

なお、ここでの「入場整理等」とは、上記の「入場をする者の整理等」の措置に加え、施設の入場者の人数管理・人数制限等の措置を含むので留意されたい。

（Ⅲ）措置区域以外の施設に係る営業時間短縮の要請又は働きかけを行う場合は、基本的対処方針三（３）８）のとおり、不要不急の外出自粛を徹底すること及び施設に人が集まり、飲食につながることを防止する必要があること等を踏まえ、飲食店等以外の法施行令第１１条第１項に規定する施設（特に、大規模な集客施設）についても、営業時間短縮や入場整理等について同様の働きかけを行うことを基本に、各都道府県において適切に判断すること。

（略）

（３）その他の都道府県

令和３年２月４日付け事務連絡２．（３）のとおり取り扱うこと。

（略）

４．国営施設等における緊急事態宣言中の対応について

関係各府省庁並びに各施設においては、基本的対処方針三（３）３）の趣旨及び特定都道府県が要請する内容等に留意し、緊急事態宣言中の取扱いを検討すること。

- 法施行令第１１条第１項各号に規定する施設のうち、要請・働きかけの対象となる施設については、基本的対処方針三（３）３）の趣旨及び特定都道府県の要請・働きかけ等を踏まえた対応を検討

（略）

各都道府県・指定都市スポーツ主管課におかれましては、これらの内容について御了知いただくとともに、引き続き、安全確保に細心の注意を払い、各都道府県・指定都市の対応方針等に従いながら、感染拡大防止に万全を期するようお願いいたします。

本件について、下記参考情報とあわせ、域内の市区町村のスポーツ担当部署、その他関係機関に対しても周知いただくようお願いいたします。

なお、本事務連絡において「参考１」として「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和３年５月７日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）、「参考２」として「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における同感染症への対応に関する留意事項等について（周知）」（令和３年５月７日付文部科学省高等教育局高等教育企画課、スポーツ庁参事官（地域振興担当）、文化庁参事官（芸術文化担当）

事務連絡）を添付しております。

こちらの事務連絡においては、各学校等における部活動等の感染症対策の徹底等についても示されておりますので、御参考までに御覧ください。

記

（参考資料）

- ・令和３年５月７日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第６３回）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/sidai_r030507.pdf
- ・令和３年５月７日 新型コロナウイルス感染症対策本部（第６３回）における菅内閣総理大臣発言
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/actions/202105/07corona.html
- ・令和３年５月７日 菅内閣総理大臣記者会見
https://www.kantei.go.jp/jp/99_suga/statement/2021/0507kaiken.html
- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和３年５月７日変更）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_h_20210507.pdf
- ・新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長及び区域変更（令和３年５月７日新型コロナウイルス感染症対策本部長）
https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen_houkoku_20210507.pdf
- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和３年５月７日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）
【「別紙」として本事務連絡に添付】
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」（令和３年５月７日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）
【「参考１」として本事務連絡に添付】
- ・「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における同感染症への対応に関する留意事項等について（周知）」（令和３年５月７日付文部科学省高等教育局高等教育企画課、スポーツ庁参事官（地域振興担当）、文化庁参事官（芸術文化担当）事務連絡）
【「参考２」として本事務連絡に添付】

〔過去の事務連絡〕

- ・「11月末までの催物の開催制限等について」（令和2年9月11日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20200911.pdf

- ・「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」（令和2年11月12日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/jimurenraku_20201112.pdf?20201113

- ・「緊急事態宣言に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年2月4日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210204.pdf

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月1日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210401_2.pdf

- ・「3都府県におけるまん延防止等重点措置の公示に伴う催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月9日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_20210409.pdf

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限、いわゆる「ゴールデンウィーク」に向けた取組等に係る留意事項等について」（令和3年4月16日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/kaisaiseigen_20210416.pdf

- ・「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和3年4月23日付 各都道府県知事・各府省庁担当課室宛 内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 事務連絡）

https://corona.go.jp/news/pdf/ikoukikan_taiou_20210423.pdf

〔その他〕

- ・文部科学省ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対

応について」

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

- ・新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について
(内閣官房ホームページ)

<https://corona.go.jp/>

- ・新型コロナウイルス経済対策 スポーツ団体・個人向け支援策・お問合せ一覧

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_0008.html

- ・スポーツ関係の新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインについて

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/detail/jsa_00021.html

- ・緊急事態宣言下における安全な運動・スポーツの実施について（令和3年1月8日付 各都道府県・指定都市スポーツ主管課宛 スポーツ庁健康スポーツ課 事務連絡）

https://www.mext.go.jp/content/20210112-mxt_kouhou01-000004520_05.pdf

- ・新型コロナウイルス感染対策 スポーツ・運動の留意点と、運動事例について

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/jsa_00010.html

連絡先

スポーツ庁政策課

電話：03-5253-4111（内線 3791、2673） メール：sseisaku@mext.go.jp